

# 最高裁判決により

# 減額された生活保護費が 支給されます



最高裁判所は2025年6月27日、「国による2013年からの生活保護費の引き下げは違法」との判決を言い渡し、引き下げ処分の取り消しを命じました。

ところが国は、生活保護利用者に謝罪もせず、引き下げた保護費の半分程度しか追加支給（補償）しません。

最高裁判決に従わず、三権分立の原則、憲法と生活保護法を踏みにじることは認められません。

支給対象者、不服申立てなどについては、  
お近くの「生活と健康を守る会」へご相談ください。

全国生活と健康を守る会連合会

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3階 TEL:03-3354-7431



全生連HP

# おかしいと思いませんか？

—国は補償額を半分に値切りました—



生活扶助追加給付額のイメージ（本来額の半分程度） （2013年8月～2018年9月の5年2か月分の場合）	
世帯類型	1級地-1（大都市など）の例
30代夫婦と子ども1人	18.9万円
母子 （30代母+小学生1人）	14.6万円
高齢夫婦（65歳）	15.1万円
高齢単身者（65歳）	10.1万円
高齢夫婦（75歳）	13.9万円
高齢単身者（75歳）	9.5万円
若年単身者（50代）	10.1万円

厚生労働省資料から

## 全額支給を求める 不服申立て(審査請求)をしましょう

2013年（平成25）年以降に生活保護制度を利用した人が追加支給の対象です。

この期間に、一時的にでも生活保護を利用した人は対象になる可能性があります。自分からの申し出が必要な場合もあります。利用していた当時の市区町村へ申出書を出しましょう。

### 生活と健康を守る会

#### 一人はみんなのために みんな一人のために

生活と健康を守る会は、医療・介護、住宅、教育、仕事などの要求を実現するために活動をしています。政党・宗教のちがいににかかわらず一致する要求で手をつなぎ活動しています。宣伝や相談会、レクリエーション、共同墓所、行政との交渉、何でも話せる地域の班会を開いています。

ご相談・ご質問はお気軽にお近くの「生活と健康を守る会」へ！